

シンガポールをゲートウェイとした ASEAN特許戦略



ジャイー・リー (Lee Jia Ee)

Global IP Southeast Asia, Malaysia: Director (パートナー)

Global IP Southeast Asia, Singapore: Country Manager

(シニア・パテントエンジニア)

マレーシア弁理士

ASEAN (Association of Southeast Asian Nations) は、国際的な特許ポートフォリオを作りたいと考える企業に有望な機会を提供します。特に、ASEANの中心的なポジションをとるシンガポールが提供する手段は重要です。

ASEANは、シンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ベトナム、フィリピン、ブルネイ、ラオス、カンボジア、ミャンマーの10カ国で構成されており、世界経済の中で計り知れないほどの可能性を秘めた地域です。ASEANには、強力に地域統合された大きな市場があり、また開発可能な資源が豊富にあります。ところが、米国や中国のような世界的な経済大国とはみなされてきておらず、国際社会から見落とされ過小評価されがちなようです。実際にはASEANの潜在力は大きく、ダイナミックな地域での成長とパートナーシップの機会を求める投資家、企業、政策立案者はもっと注目するべきでしょう。

ASEANのGDP合計は2022年に3兆6,000億米ドルに達し、COVID19パンデミック前の水準を上回るまでに回復してきました。世界第5位の経済“大国”としての地位を確固たるものとしてきているASEANは、発展途上地域における主要な外国直接投資 (FDI) 先となっています。ASEANの公式ウェブサイトでも報告されているように、この発展には、(i) さまざまな形態での投資の増加、(ii) 製造業の力強い回復、(iii) サプライチェーンの強化やパンデミック後の回復に向けた生産能力拡大に焦点を当てた企業の投資戦略、(iv) 主要な供給国からの多額の投資、(v) デジタル経済を含むインフラ関連活動への投資など、様々な要因が寄与しています。

ASEANの加盟国が国際競争力を高め、産業の幅広い領域において外国投資家にとり魅力的な存在となるにつれ、ASEANは特許出願先として欠かせない存在となってきています。しかし、ASEANの様々な異なる加盟国で特許による保護を受けることは、旧来、容易なことではありませんでした。ASEANを構成する10カ国ではそれぞれ特許に関する保護レベルだけでなく規制や手続きが異なるからです。

幸いなことに、ASEAN加盟国は、国際的な企業に対して製造・研究開発施設の建設を奨励し、イノベーションを促進するために、強固な知的財産制度を確立することの重要性を強く理解しています。そのため、ASEANでは、特許に対するより統一的なアプローチを促進するため、特許に関する全域的な協力と調整の努力を続けています。

様々な地域的協力が提供される中、最も費用対効果の高い方法で特許を取得できるよう調整されたアプローチを考案することは依然としてASEANの課題です。欧州特許庁（EPO）のような広域特許庁としての“ASEAN知的財産庁”を持つことは、特許手続きを合理化し、域内諸国の地域イノベーションを促進する理想的な解決策となり得ます。しかし、法的、行政的、物流的な課題や、ASEAN加盟国の政治的関心や優先事項の違いが障害となっており、残念ながら実現には至っていません。

特許審査に関する最も重要な関心事の一つは、特許出願から特許が付与されるまでに要する時間です。ASEAN加盟各国では、特許庁の審査滞留による遅延がもたらす特許審査期間の長期化を認識しており、タイムリーな審査と特許付与を得るために手続きの迅速化を特許出願人の多くが切望していることも認識しています。

ASEAN諸国における特許出願の受理を容易にし、審査を迅速化するために、特許出願人、特にASEAN外の国に属する出願人は、米国、欧州、日本などの他の法域での調査・審査結果を利用することが非常に多いです。また、特許審査ハイウェイ（PPH）プログラムは、ASEAN諸国での特許審査を加速させるために利用されており、その際、特に日本の出願人は日本特許庁（JPO）の審査結果を採用しています。それとは別に、PCT出願もASEAN諸国での特許付与を容易にする一般的な方法です。なぜなら、ほとんどのASEAN諸国の現地審査官は、特許性を判断する際にPCTの審査結果を参照することが多いからです。

しかし、ASEAN外の法域に対応する特許出願がない場合、あるいはPCTや他の法域において有利な審査結果が存在しない場合にはどうすればよいのでしょうか？この場合には、シンガポールでの特許出願を有効活用できます。

現在ASEANで最も先進的な国シンガポールは、無形資産と知的財産の世界的なハブとしての地位を率先して確立してきています。シンガポールは、ASEAN域内の知的財産システムの相互運用性を高めるとともに、ASEANとそれ以外の地域とのつながりを強化するための中心となることを目指しており、知的財産権の利用を通じてASEANの広大な市場への参入を促す、効果的、効率的、かつ柔軟な知的財産システムを提供しています。実際、シンガポール知的財産庁（IPOS）は2020年に、卓越した付加価値提案、オンライン機能、一般への普及活動により、世界で最も革新的な知的財産登録機関として認められました。

シンガポールの成熟した特許制度をASEAN域内での特許取得の基礎として活用することには、多くの利点があります。特許権取得をASEANの1カ国または数カ国で個別に目指すのではなく、シンガポールを中心に戦略的な計画を立て、利用可能な特許制度とアクセラレーション（加速）プログラムをうまく利用することで、発明の所有者は、ASEANのほとんどの国で特許権を迅速に取得できるようになります。

シンガポールの特許出願は比較的費用が安く、手続きも簡単です。委任状、公証は必要ありません。発明や出願の複雑さにもよりますが、特許出願から権利化までに要する期間が約2～4年と、ASEAN諸国の中では最速となっています。最初の審査報告書が、特許出願日から18ヶ月以内に発行されることもあり得るほどです。

審査プロセスをさらに迅速化するため、IPOSは2020年にシンガポール特許ファスト・トラック（SG IP FAST）プログラムを開始しました。このプログラムでは、特許出願は、複雑でない出願であれば最短6ヶ月、複雑な出願でも最短9ヶ月で許可に至ります。現在のところ、アクセラレーションに料金は課されず、このリクエストは無料です。ただし、このプログラムが適用される特許出願数には上限があり、1ヶ月あたり10件／月まで、1人（個人または法人）あたり2件／月までとなっています。これらの上限は毎月1日にリセットされます。2024年4月19日、IPOSはSG IPファスト・プログラムを2024年12月31日まで延長すると発表しました。

このプログラムは現在、世界最速の出願から付与までの加速プログラムであり、発明の所有者が権利範囲について確実性を得るのに役立っています。シンガポール発の特許出願が早期に特許されれば、企業経営者でもある発明所有者は、国際市場に乗り出すための競争上の優位性を得ることができると言えるでしょう。

SG IP Fastを申請する場合、出願人は、加速を申請する理由と、発明が関連する技術分野を簡潔に説明する必要があります。これまでの経験から、私たちが行ったアクセラレーションのリクエストは、要件が満たされる限り非常にスムーズに進みました。通常、最初の審査報告書は特許出願日から約2ヶ月後に発行されます。出願人は、審査報告書の発行日から2ヶ月間、オフィスアクション（拒絶理由通知）に対応する期間が与えられます。

一般的に、特許審査官が審査プロセスを終了するまでに2回以上のオフィスアクションが出されることはありません。追加オフィスアクションのための追加費用や手続きの発生を避けるため、出願人は、特に2回目のオフィスアクションが発行された場合に、審査官との面接を戦略的に利用することを検討するべきです。特許審査の効率化とコスト削減を目指すIPOSの継続的な取り組みの一環として、IPOSは2017年からシンガポール特許出願に審査官主導のインフォーマルコミュニケーションを導入しています。オフィスアクションに対する応答書を正式に提出する前に、たとえば、連絡の目的と出願人の補正案を記載した一般的なEメールを通じて間接的に審査官に連絡を取ることができます。このプロセスでは、審査官は出願人、または出願人の代理人である弁理士／代理人と、電子メール、電話、またはオンライン会議による対面面接の形で連絡を取ります。

ただし、面接の要請を受け入れるか、非公式のコメントの書面での提出を許可するか、あるいは非公式のコミュニケーションを拒否するかは、審査官の判断に委ねられます。このような非公式なコミュニケーションは、ノーマル・トラックやファスト・トラックの出願にも活用できますが、SG IP Fastに基づく出願の場合、発明内容や出願人が提案するアプローチを理解しやすくなり、特許性判断の助けとなるため、IPOSの特許審査官は面接の要請を快く受け入れることが多いです。審査結果を有利にするために審査官と生産的なコミュニケーションをとるには、もちろん、弁理士／代理人がシンガポール特許法に関する必要な知識、発明の関連技術の理解、戦略的

なコミュニケーションスキルやノウハウを備えていることが極めて重要です。

シンガポール特許を取得した出願人は、ASEAN特許審査協力（ASPEC）プログラムを通じて、他のASEAN諸国に特許保護を拡大することができます。ASPECにはシンガポール、マレーシア、ベトナム、インドネシア、タイ、フィリピン、ブルネイ、カンボジア、ラオスの9カ国（すなわち、ミャンマー以外の国）が加盟しています。ASPECの下では、ASEAN加盟国の知財庁は、他のASEAN加盟国の調査・審査結果を、自らの調査・審査業務の参考として利用することができます。IPOSの審査結果を利用することは義務ではないのですが、IPOSの審査報告書の発行スピードを考慮すると、IPOSの肯定的な審査結果を活用することで、他のASEAN諸国での特許の付与が容易になることは明らかなです。ASPECプログラムがもたらす利益は大きいのです。

以上のように、シンガポールでの特許出願は、グローバルな特許ポートフォリオの構築を目指す企業にとって有望な手段となります。適用可能なアクセラレーション・プログラム、経験豊富な特許専門家による専門的な指導、利用可能な特許制度への積極的な関与など、シンガポールを中心とする総合的な戦略を実施することで、早期特許付与の可能性を大幅に高めることができ、特許資産の価値を最大化できるようになります。シンガポールが貴方のビジネスの主要市場であるか否かにかかわらず、シンガポールは、他のASEAN諸国での特許権取得のための出願戦略において極めて重要な役割を果たすことができるのです。シンガポールの先進的な知的財産インフラと合理化された特許プロセスを活用し、ASEAN地域全体の特許戦略を最適化するゲートウェイとしてシンガポールを利用することをお勧めします。

著者紹介

ジャイー・リー（Lee Jia Ee）

マレーシア弁理士

Global IP Southeast Asia, Malaysia: Director（パートナー）

Global IP Southeast Asia, Singapore: Country Manager（シニア・パテントエンジニア）

e-mail : patent5@gip-asean.com

- ・オーストラリアのメルボルン大学でバイオメカニクスを専攻し、生物医学工学学士号を取得。
- ・機械、電気、バイオ分野が専門。英語、中国語が母国語。
- ・日本企業のマレーシア、シンガポールの現地法人における発明発掘、権利化が主な担当業務。東南アジアの多国籍企業、上場企業、大学での知的財産セミナー講師としても活躍。

【参考】 www.gip-asean.com

翻訳者

宮川良夫（みやがわよしお）

United GIPs代表

日本弁理士、米国パテントエイジェント

【参考】 www.unitedgips.com